

最上町農業委員会第 29 回総会議事録

日 時 令和元年 10 月 25 日（金）午前 10 時 00 分～
場 所 最上町役場 3 階 第一会議室
招 集 者 最上町農業委員会 会長 後藤 一 男

日程第 1 会期の決定について
日程第 2 議事録署名委員の指定について
日程第 3 議案

1. 出席委員（10 名）

1 番 庄司千賀夫	3 番 中 唄 聡	4 番 奥山定次郎
5 番 渡部浩栄	6 番 高橋光廣	7 番 五十嵐一春
9 番 渡邊紀栄	10 番 小林吉雄	11 番 二戸孝一
12 番 後藤一男		

2. 欠席委員（2 名）

2 番 齊藤則子 8 番 奥山勝明

3. 会議に出席した職員

事務局長 大場 晃 庶務係長 後藤 卓哉

5. 会議に付議した事項

議事 報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第 3 号 最上町農用地利用集積計画について

【開 会】

議 長 : ただ今より、令和元年度最上町農業委員会第 29 回総会を開会いたします。本日は 2 番委員、8 番委員が欠席しておりますが、定足数に達しておりますので、本総会は成立いたします。

【会期の決定】

議 長 : 日程第1、会期の決定について議題といたします。お諮りいたします。会期は本日1日限りといたします。これに異議はございませんか。
(異議なしの声)
全員異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

【議事録署名委員の指名】

議 長 : 日程第2、最上町農業委員会会議規則第14条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。
(異議なしの声)
ご異議なしと認めます。それでは、6番委員、7番委員兩名にお願いいたします。それでは、日程第3、議事に入ります。

【議 事】

議 長 : 報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知について」事務局の説明をお願いいたします。

事 務 局 : 報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知について」説明いたします。農地法第18条第6項の規定による通知があったので、受理したものである。令和元年10月25日提出。
(報告第1号 朗読説明2件)

議 長 : ただいま事務局より説明がありました。農地法第18条第6項の規定による通知については報告事項ですので、報告のとおりといたします。次に、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」事務局の説明をお願いいたします。

事 務 局 : 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」農地法第3条の規定による許可申請の提出が下記のとおりあったので、同条第1項の規定により可否を決定しようとするものである。令和元年10月25日提出
(議案第1号 朗読説明1件)

議 長 : ただ今、事務局より説明がありました。これについては調査員報告がございます。

6 番委員 : 場所は位置図で確認してください。申請地は譲受人が耕作しており、周り等には問題ないと確認してきました。

議 長 : ご苦労様でした。議案第 1 号について審議をお願いいたします。質疑はございませんか。ないようでしたら、議案第 1 号について、採決いたします。賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、議案第 1 号は原案のとおり承認されました。次に、議案第 2 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」事務局の説明をお願いいたします。

事務局 : 議案第 2 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」農地法第 5 条の規定による許可申請書の提出が下記のとおりあったので、同法施行規則第 6 条の第 2 項の規定により意見を附して知事に進達しようとするものである。令和元年 10 月 25 日提出

(議案第 2 号 朗読説明 2 件)

議 長 : ただ今、事務局より説明がありました。2 件については調査員報告があります。

7 番委員 : 場所は位置図で確認してください。1 番の場所は、以前に転用申請した場所の隣になります。駐車場の拡大ということです。2 番については、去年の砂利採取の続きの場所になります。2 件とも影響等はないと思い確認してきました。

議 長 : ご苦労様でした。議案第 2 号について審議をお願いいたします。質疑はございませんか。

ないようでしたら、議案第 2 号について採決いたします。賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、議案第 2 号については、原案のとおり承認されました。次に議案第 3 号「最上町農用地利用集積計画について」事務局より説明をお願いいたします。

事務局 : 議案第 3 号「最上町農用地利用集積計画について」農業経営基盤強化促進法に基づく下記の農用地利用集積計画について、同法第 18 条第 1 項の規定により意見を決定しようとするものである。令和元年 10 月 25 日提出。

(議案第3号 朗読説明2件)

議長： ただいま事務局より説明がありました。質疑はございませんか。ないようでしたら、議案第3号につきまして採決をいたします。議案第3号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、議案第3号については、原案のとおり承認されました。

【閉 会】

議長： 以上で本日の議案審議はすべて終了いたしました。
よって、令和元年度最上町農業委員会第29回総会を閉会いたします。